

処遇改善特定加算についての情報公開

当法人では、平成 27 年度より障害者総合支援法における下記の福祉事業所で福祉・介護職員等処遇改善加算を算定して職員の給与改善を行って参りました。令和元年 10 月より福祉・介護職員等処遇改善特定加算（Ⅰ）を算定し、更なる事業所職員の給与改善を行っています。

（処遇改善加算Ⅱ対象事業所）

1. アミーゴ荘（宿泊型自立訓練・自立訓練（生活訓練）・短期入所）
2. MINA AMIGO（就労継続支援 B 型・就労移行支援）

（処遇改善加算Ⅲ対象事業所）

1. グループホームゆたりま（共同生活援助）

（特定加算（Ⅰ）対象事業所）

1. アミーゴ荘（宿泊型自立訓練・自立訓練（生活訓練）・短期入所）
2. MINA AMIGO（就労継続支援 B 型・就労移行支援）
3. グループホームゆたりま（共同生活援助）

（職場環境要件）

資質の向上について・・・下記により職員の質の向上に取り組んでいます。

- ・学会・協会等入会費補助金制度
- ・国家資格取得支援制度
- ・役職への昇格選考制度
- ・職員勉強会に伴う補助金制度
- ・各部門の勉強会の実施
- ・外部研修への職員派遣
- ・管理職勉強会制度

労働環境・処遇の改善・・・下記により職員の働きやすい環境整備に努めています。

- ・就業規則の整備、周知
- ・職員健康診断の実施
- ・子育て両立支援計画の策定
- ・産休・育休制度
- ・出産手当、出生育児一時金制度
- ・ママサポーター制度
- ・子の出席時の父親休暇制度

- ・子の看護休暇制度
- ・短時間正職員制度
- ・介護休暇の対象家族の拡大
- ・忘年会、新年度会の実施と補助制度
- ・その他

その他・・・様々な取り組みで職員が定着し、やりがいをもって働くことを支援しています。

- ・中途採用者に対する教育制度
- ・非正規職員から正規職員への転換制度
- ・職員増員による業務負担の軽減
- ・その他

以 上